

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年4月24日(2014.4.24)

【公表番号】特表2013-521882(P2013-521882A)

【公表日】平成25年6月13日(2013.6.13)

【年通号数】公開・登録公報2013-030

【出願番号】特願2012-557183(P2012-557183)

【国際特許分類】

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

A 6 1 F 2/04 (2013.01)

【F I】

A 6 1 L 27/00 Q

A 6 1 F 2/04

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月4日(2014.3.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 第1の面を有し、必要としている被検体の天然の管腔臓器または組織構造の少なくとも一部に一致するように成形される、マトリクスと、b) 前記マトリクスの前記第1の面の上または中に沈着される、腹膜由来の細胞集団と、を備え、前記マトリクスおよび前記細胞集団が移植可能な構築体を形成する、該移植可能な構築体。

【請求項2】

a) 第1の面を有し、必要としている被検体の天然の脈管からの流体の通過を可能にするように成形される、管状マトリクスと、b) 前記マトリクスの前記第1の面の上または中に沈着される、腹膜由来の細胞集団と、を備え、前記マトリクスおよび前記細胞集団が移植可能な構築体を形成する、該移植可能な構築体。

【請求項3】

前記細胞集団は、平滑筋細胞(SMC)集団である、請求項1または2に記載の移植可能な構築体。

【請求項4】

前記管状マトリクスは、第1の端部を備える、請求項2に記載の移植可能な構築体。

【請求項5】

前記第1の端部は、前記被検体の腹壁に接触するように構成される、請求項4に記載の移植可能な構築体。

【請求項6】

前記第1の端部は、前記被検体の腹壁の開口部への吻合のために構成される、請求項5に記載の移植可能な構築体。

【請求項7】

前記第1の端部は、前記被検体の皮膚に露出するように構成される、請求項5または6に記載の移植可能な構築体。

【請求項8】

前記管状マトリクスは、前記天然の脈管への接続のための、第1の側部開口部をさらに備える、請求項4～6のいずれか1項に記載の移植可能な構築体。

【請求項 9】

前記天然の脈管は、第1の尿管である、請求項8に記載の移植可能な構築体。

【請求項 10】

前記管状マトリクスは、第2の端部をさらに備える、請求項4～9のいずれか1項に記載の移植可能な構築体。

【請求項 11】

前記管状マトリクスは、第2の尿管への接続のための、第2の側部開口部をさらに備える、請求項4～10のいずれか1項に記載の移植可能な構築体。

【請求項 12】

移植したときに、前記第1の尿管から前記管状マトリクスの内部への尿の通過を可能にする、請求項9に記載の移植可能な構築体。

【請求項 13】

移植したときに、前記第2の尿管から前記管状マトリクスの内部への尿の通過を可能にする、請求項11に記載の移植可能な構築体。

【請求項 14】

移植したときに、前記被検体からの尿の通過を可能にする、請求項12に記載の移植可能な構築体。

【請求項 15】

移植したときに、前記被検体からの尿の通過を可能にする、請求項13に記載の移植可能な構築体。

【請求項 16】

前記管状マトリクスの前記第1の端部は、移植したときに、前記被検体の外部にストーマを形成する、請求項7に記載の移植可能な構築体。

【請求項 17】

前記第1の端部は、前記被検体の腹壁を通って延在する、ストーマ端部を備える、請求項16に記載の移植可能な構築体。

【請求項 18】

前記ストーマ端部は、前記被検体の皮膚に接続される、請求項17に記載の移植可能な構築体。

【請求項 19】

移植したときに、前記ストーマ端部で上皮化した粘膜を形成する、請求項17または18に記載の移植可能な構築体。

【請求項 20】

前記上皮化した粘膜は、前記ストーマ端部に皮膚粘膜領域を備える、請求項19に記載の移植可能な構築体。

【請求項 21】

前記上皮化した粘膜は、前記皮膚粘膜領域に隣接する前庭領域を備える、請求項20に記載の移植可能な構築体。

【請求項 22】

前記上皮化した粘膜は、最初に前記前庭領域に現れて、前記ストーマ端部に向かって前記皮膚粘膜領域を通して徐々に増加する上皮を特徴とする、請求項21に記載の移植可能な構築体。

【請求項 23】

前記上皮は、上皮細胞マーカーの発現を特徴とする、請求項22に記載の移植可能な構築体。

【請求項 24】

前記上皮化した粘膜は、自然発生の皮膚粘膜領域と同等である、請求項19に記載の移植可能な構築体。

【請求項 25】

前記構築体は、尿路上皮細胞を含まないか、またはいかなる他の細胞集団も含まない、

請求項 1 ~ 2 4 のいずれか 1 項に記載の移植可能な構築体。

【請求項 2 6】

第 2 の端部が第 2 の閉塞端部である、請求項 1 0 に記載の移植可能な構築体。

【請求項 2 7】

第 2 の端部が第 2 の開口端部である、請求項 1 0 に記載の移植可能な構築体。

【請求項 2 8】

前記第 2 の開口端部が第 2 の尿管への接続のためのものである、請求項 2 7 に記載の移植可能な構築体。

【請求項 2 9】

移植したときに、前記第 2 の尿管から前記管状マトリクスの内部への尿の通過を可能にする、請求項 2 8 に記載の移植可能な構築体。

【請求項 3 0】

第 1 の端部が第 1 の開口端部である、請求項 4 ~ 2 4 及び 2 6 ~ 2 9 のいずれか 1 項に記載の移植可能な構築体。

【請求項 3 1】

腹膜由来の細胞集団が、網由来の細胞集団である、請求項 1 ~ 3 0 のいずれか 1 項に記載の移植可能な構築体。

【請求項 3 2】

尿路変向体である、請求項 2 ~ 3 1 のいずれか 1 項に記載の移植可能な構築体。

【請求項 3 3】

層状に組織化された管腔臓器または組織構造の形成治療を必要としている被検体の該治療の部位における、層状に組織化された管腔臓器または組織構造の再構築、増大、または置換のための、請求項 1 ~ 3 2 のいずれか 1 項に記載の移植可能な構築体の使用。

【請求項 3 4】

層状に組織化された管腔臓器または組織構造の再構築、増大、または置換を必要としている被検体におけるそのような治療のための、移植可能な構築体を調製する方法であって、

a) 第 1 の面を有し、前記被検体の天然の管腔臓器または組織構造の少なくとも一部に一致するように成形される、マトリクスを提供することと、

b) 前記移植可能な構築体を形成するために、前記マトリクスの前記第 1 の面の上または中に腹膜由来の細胞集団を沈着させることと、
を含む、前記方法。

【請求項 3 5】

形成される前記移植可能な構築体は、請求項 1 ~ 3 1 のいずれか 1 項に記載の構築体である、請求項 3 4 に記載の方法。

【請求項 3 6】

治療を必要としている被検体における障害のある膀胱のための、請求項 2 ~ 3 2 のいずれか 1 項に記載の移植可能な構築体の使用。

【請求項 3 7】

治療を必要としている被検体における障害のある膀胱のための移植可能な構築体を調製する方法であって、

a) 第 1 の面を有し、前記被検体の天然の脈管からの流体の通過を可能にするように形成される、マトリクスを提供することと、

b) 前記移植可能な構築体を形成するために、前記マトリクスの前記第 1 の面の上または中に腹膜由来の細胞集団を沈着させることと、
を含む、前記方法。

【請求項 3 8】

形成される前記移植可能な構築体は、請求項 2 ~ 3 2 のいずれか 1 項に記載の構築体である、請求項 3 7 に記載の方法。